

キャッシュカード利用規定【法人用】

1. カードの利用

普通預金（利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。以下「預金」といいます。）について発行したキャッシュカード（以下「カード」といいます。）は、当該預金口座について、次の各号の場合に利用することができます。

- ① 当金庫および当金庫がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入提携先」といいます。）の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して預金に預入れをする場合
- ② 当金庫および当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合
- ③ 当金庫および支払提携先のうち当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「振込提携先」といいます。）の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座から振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
- ④ その他当金庫所定の取引をする場合

2. 預金機による預金の預入れ

- (1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当金庫または預入提携先所定の種類の紙幣および硬貨（硬貨による預入機能を有する預金機の場合）に限ります。また、1回あたりの預入れは、当金庫または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。
- (3) 当該預金口座についてカードの発行の申込みがあった場合に、「現金自動預金支払機専用通帳」の発行の申込みがあったものとし、同通帳を発行しますので、「ご利用明細票」を綴り込んで保管してください。

3. 支払機による預金の払戻し

- (1) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当金庫または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当金庫または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当金庫所定の金額の範囲内とします。
- (3) 前項にかかわらず、当金庫および支払提携先の支払機による1日あたりの払戻しについて当金庫が代表者から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。
- (4) 当金庫および支払提携先の支払機による1日あたりの払戻回数について当金庫が代表者から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の回数の範囲内とします。
- (5) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条第2項に規定する自

動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

4. 振込機による振込

- (1) 振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 前項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、当金庫または振込提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は当金庫所定の金額の範囲内とします。
- (3) 前項にかかわらず、第1項の振込依頼をする場合における当金庫および振込提携先の振込機による1日あたりの振込について当金庫が代表者から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とし、その金額には支払機による預金の払戻しをした金額を含みます。
- (4) 第1項の振込依頼をする場合における当金庫および振込提携先の振込機による1日あたりの振込回数について当金庫が代表者から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の回数の範囲内とし、その回数には支払機による預金の払戻しをした回数を含みます。

5. 自動機利用手数料等

- (1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、当金庫または預入提携先所定の預金機の利用に関する手数料をいただきます。
- (2) 支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、当金庫または支払提携先所定の支払機・振込機の利用に関する手数料（前項の手数料とこの手数料を総称して、以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (3) 自動機利用手数料は、預金の預入れおよび払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れ・払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、預入提携先または支払提携先の自動機利用手数料は、当金庫から預入提携先または支払提携先に支払います。
- (4) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、振込提携先の振込手数料は、当金庫から振込提携先に支払います。

6. 代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込

- (1) 代理人（1名に限ります。）による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、代表者から代理人の氏名、暗証番号を届出てください。この場合、当金庫は代理人のためのカードを発行します。
- (2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は法人名義となります。
- (3) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。

7. 預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い

- (1) 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。
- (2) 停電、故障等により支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。

(3) 前記第1項、第2項による預入れまたは払戻しをする場合には、カードを提出し、当金庫所定の入金票にカードの口座番号、法人名、代表者名、金額を記入のうえ、または当金庫所定の払戻請求書にカードの口座番号、法人名、代表者名、金額を記入のうえ、当金庫所定の手続きに従ってください。

この場合、払戻請求書に所在地、電話番号等の記入を求めています。

(4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前記2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

8. カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額または振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当金庫の預金機、支払機、振込機および通帳記帳機で使用された場合または当金庫本支店の窓口で提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。なお、預入れまたは払戻した金額と自動機利用手数料金額および振込手数料金額はその合計額をもって通帳に記入します。

9. カード暗証番号の管理等

(1) 当金庫は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当金庫が代表者に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当金庫の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いをいたします。

(2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は法人または代表者の電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに代表者から当金庫に通知してください。この通知を受けたときには、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。

(3) カードの盗難にあった場合には、当金庫所定の届出書を当金庫に提出してください。

10. 偽造カードによる払戻し

カードが偽造または変造により不正利用され生じた払戻しにかかる損害については、当金庫または支払提携先、振込提携先は責任を負いません。ただし、この払戻しがカードおよび暗証番号の管理について預金者の責めに帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合の当金庫の責任については、このかぎりではありません。

11. 盗難カードによる払戻し

カードが盗難されたことにより不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、当金庫または支払提携先、振込提携先は責任を負いません。

12. カードの紛失、届出事項の変更等

カードを紛失した場合または法人名、代表者名、代理人、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに代理人から当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。なお、当金庫の預金機・支払機を使用して、お届けの暗証番号を変更することもできます。

13. カードの再発行

(1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。

この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(2) カードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

14. 預金機・支払機・振込機への誤入力等

(1) 預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、預入提携先の預金機、支払提携先の支払機、振込提携先の振込機を使用した場合の預入提携先、支払提携先または振込提携先の責任についても同様とします。

(2) カードによる預金の預入れまたは払戻しをする際に、当金庫所定の入金票または払戻請求書への金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。

15. 解約カードの利用停止等

(1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを返却してください。また、当金庫普通預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。

(2) カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当金庫からの請求がありしだい直ちにカードを返却してください。

(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の代表者確認書類の提示を受け、当金庫が代表者であることを確認できたときに停止を解除します。

① 第 16 条に定める規定に違反した場合

② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当金庫が別途表示する一定の期間が経過した場合

③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合

16. 譲渡、質入れ等の禁止

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

17. 規定の適用

この規定に定めのない事項については、当金庫の普通預金規定および振込規定により取扱います。

以上

しんきんテレホンバンキングサービス規定

1. しんきんテレホンバンキングサービス

(1) しんきんテレホンバンキングサービスとは

しんきんテレホンバンキングサービス（以下「本サービス」という。）とは、預金者（以下「利用者」という。）の電話による依頼に基づき、残高照会等を行うサービスをいいます。

なお、本サービスの種類については当金庫が別途定めるものとし、利用者に通知すること

なく変更することがあります。

(2) 本サービスの利用

本サービスの利用対象者は、キャッシュカード発行済口座を保有している方とします。

ただし、キャッシュカード未発行の当座預金・普通預金については、別途本人確認のための暗証番号登録が必要となります。

(3) 利用できる電話機

本サービスを利用する際に使用できる電話機の種類は、プッシュ回線もしくはトーン切り替えのできる電話機とします。

なお、携帯電話・PHSをご使用の場合は、お取引の途中で回線が切断される恐れがありますので、十分注意してお取扱ください。

(4) 取扱日、取扱時間

本サービスの取扱日、取扱時間は当金庫が別途定めるものとし、利用者に通知することなく変更することがあります。

(5) 規定の遵守

利用者は、本規定の内容を十分理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

2. サービス内容

利用者からの電話に基づき、利用者名義預金の残高照会および入出金明細照会の内容をお知らせします。

(1) 残高照会、入出金明細照会については、利用者からの電話受付時に確認した口座を対象とします。

(2) 入出金明細照会の出力明細は、照会日を含め2か月以内の最新10明細とします。

3. 本人確認

(1) 暗証番号

電話による利用者の本人確認は次の第2項の方法によるほか、当金庫所定の方法により行うものとします。

(2) 本人確認手続き

以下の方法により本人の確認を行うこととします。

① 利用者が電話により取引の依頼を行う場合、当金庫の指定するテレホンバンキングセンターに電話し、支店番号、科目、口座番号、暗証番号を電話機により入力してください。

② 前項の入力を受信し、その内容が当金庫の登録内容と各々一致した場合には、当金庫は利用者からの依頼とみなし、取引の依頼を受け付けます。

(3) 暗証番号の管理

暗証番号は、生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。

(4) 暗証番号の無効

当金庫が定めた回数以上連続して暗証番号を誤入力された場合、本サービスの取扱いは無効となります。

この場合、当金庫営業日に窓口において所定の手続きを行ってください。

4. 取引の依頼

(1) 取引の依頼方法

利用者は、前記第3条第2項の本人確認手続きを経た後、取引に必要な所定の事項を当金庫が指定する方法により、正確に入力のうえ、取引を依頼してください。

(2) 取引の確定

当金庫が取引を受け付けた場合、利用者に対し、取引内容の確認を当金庫所定の確認方法で行いますので、依頼内容が正しい場合、当金庫が定めた取引内容でご案内いたします。

(3) 取引の成立

前項の取引依頼の確定をもって取引が成立したものとします。

(4) 依頼内容に不備があったとしても、これによって生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。

5. 通知、照会の連絡先

当金庫より利用者に通知、照会をする必要がある場合、口座開設店にお届けされている住所、電話番号を連絡先とします。

なお、お届け先の住所、電話番号の不備または電話の不通等により、通知、照会することができなくても、これによって生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。

6. 規定の変更

この規定の内容については、利用者に通知することなく、変更することができるものとします。

7. 規定の準用

この規定の定めのない事項については、当座勘定規定、普通預金規定（総合口座を含む）、貯蓄預金規定、キャッシュカード規定等により取扱います。

8. 本サービスの終了

(1) 本サービスは、利用者が当金庫所定の用紙により利用停止のお申し出があった場合、利用取引の終了をすることができます。

また、利用停止を解除する場合にも、当金庫所定の用紙によりお申し出ください。

(2) 本サービスは、利用者がこの規定に違反した場合等、当金庫が終了を必要とする相当の事由が生じたときいつでも終了することができます。

9. 免責事項

(1) 当金庫は前記第3条第2項により本人確認手続きを経た後、取引を行った場合は、電話した利用者を本人とみなし、暗証番号等の不正利用、盗聴その他の事故があってもそのために生じた損害については当金庫は一切責任を負いません。

(2) 天災、火災、騒乱等の不可抗力、通信機器、回線、コンピュータの障害ならびに電話の不通等、当金庫の責めによらない事由により発生した損害については、当金庫は一切責任を負いません。

以上